

令和5年第5回川場村議会定例会会議録第1号

令和5年9月7日（木曜日）

議事日程 第1号

令和5年9月7日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（9番・1番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 川場村選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 6 議案第40号 川場村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第41号 川場村交流ホールの設置及び管理に関する条例について
- 日程第 8 議案第42号 川場村むらの学習館の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 9 議案第43号 川場村山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第44号 川場村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第45号 川場村同報無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第46号 川場村犯罪被害者等支援条例について
- 日程第13 議案第47号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第48号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第49号 工事請負契約の締結について（令和5年度川場村第2工区造成工事）
- 日程第16 議案第50号 工事請負契約の変更について（令和3年度川場村役場新庁舎建設工事）
- 日程第17 議案第51号 川場村土地開発公社の解散について
- 日程第18 議案第52号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第19 議案第53号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第54号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第55号 令和5年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第56号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 2 3 議案第 5 7 号 令和 5 年度川場村水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 5 8 号 令和 5 年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 認定第 1 号 令和 4 年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 2 号 令和 4 年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 3 号 令和 4 年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 4 号 令和 4 年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 5 号 令和 4 年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 0 認定第 6 号 令和 4 年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9人）

1番	栗原達也君	2番	千木良澄夫君
3番	宮内好美君	4番	細谷市衛君
5番	角田文雄君	6番	丸山敏雄君
7番	津久井俊雄君	9番	黒田まり子君
10番	小菅秋雄君		

欠席議員（1人）

8番 星野孝之君

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	宮内実君
教育長	宮内伸明君	総務課長	角田圭一君
住民課長	安藤秀昭君	健康福祉課長	小林巧君
むらづくり振興課長	戸部正紀君	田園整備課長	横坂徹君
教育委員会事務局長	布施伸一郎君	会計管理者	春原久代君
代表監査委員	角田清君		

事務局職員出席者

事務局長 今井忠 書記 田中玲子

◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和 5 年第 5 回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和 5 年第 5 回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、選挙管理委員及び補充員の選挙をはじめ、条例の制定、廃止、一部改正、一般会計及び特別会計の補正予算、令和 4 年度各会計決算認定案件等、数多くの重要案件が提出されております。議員各位におかれましては、慎重な審議の上、適切な議会運営に努められますとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和 5 年第 5 回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開会できますことを、心から御礼申し上げる次第でございます。

先月、8 月 2 3 日から 2 4 日にかけて、シンガポールで開催されました「にっぽんの宝物世界大会」におきまして、株式会社雪ほたかと株式会社北毛久呂保のコラボ商品が準グランプリを受賞いたしました。心よりお祝いを申し上げます。本日欠席ではありますが、星野議員には、当日プレゼンテーションを通じて川場村そして雪ほたかを世界に発信していただきました。今後は、海外進出やインバウンド対策でさらなるご活躍が期待されるところでありますが、雪ほたかと併せて川場村の名を世界に広めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、旅行専門雑誌じゃらんによる全国道の駅グランプリ 2 0 2 3 において、道の駅川場田園プラザが 2 年連続のグランプリに輝いたと、8 月 2 3 日に報道されました。

川場村にとっての、この大きな 2 つの喜びを村民皆様と共有し、これにおごることなく、さらに深化し、幸福感・満足度を高めていけるよう努める所存であります。議員各位にはさらなるご支援ご協力をお願いするものであります。

さて、関東甲信地方は平年よりも 3 日遅い、7 月 2 2 日に梅雨明けとなりました。異常気象とも言える高温により、農作物の生育が心配される所であり、また 8 月 1 日には降ひょうによる被害も確認されるなど、収穫に影響を及ぼすことがないよう願っているところであります。8 月上旬には台風 6 号が沖縄地方、そして台風 7 号が近畿地方を直撃し、観光客の足を奪うなど、観光産業にも大きな打撃がありました。

避難指示や避難勧告の様相がニュースで数多く取り上げられ、被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。幸いにも、川場村では大きな被害はありませんでしたが、災害に対する危機管理の重要性を改めて感じさせられました。

4年ぶりに開催されました川場まつりでは、会場である中央公園で神輿渡御やジャズコンサートが行われ、にぎやかなうちに幕を閉じることができました。利根沼田地域の各首長、国会議員そして世田谷区長にもご登壇をいただき、川場まつりの盛会に対し賛辞をいただき、川場まつりに花を添えていただきました。まつり開催に当たりご協力をいただきました皆様方に改めて御礼を申し上げます。

また、今年度よりNPO主管により開催される、第9回上州武尊山スカイビュートレイルが、今月22日から開催されます。コロナ禍を経ての開催となりました本大会には全国各地からエントリーをいただき、総勢800名のランナーにより競技が行われます。大会運営には、群馬県山岳・スポーツクライミング連盟関係者をはじめ、ボランティアや役場職員などが携わり、開催されます。

体力の限界に挑戦する苛酷なレースではありますが、本大会が日本最高峰のトレイルランに成長するよう願うとともに、議員各位をはじめ、村民皆様のご協力とご支援をお願いするものであります。

子供たちの活躍では、7月に開催された群馬県中体連総合体育大会において、川場中剣道部男子団体が5位に入賞し、関東大会に出場しました。関東大会では、善戦むなく決勝への出場はかないませんでした。選手の健闘をたたえるとともに、ご指導いただきました先生方や献身的に選手を支えられた保護者の皆様方に、敬意を表するものであります。

川場中3年生をアメリカスターバリー地方へ派遣する国際交流事業が4年ぶりに再開をされました。12名が参加し、8月10日から17日までの8日間の行程を無事終え、参加した生徒は、大きな経験となったことと思います。この経験をこれからの学校生活に活かしてほしいと願うところであります。そのほかにも、小学生を対象とした海辺教室や中学2年生を対象としたイングリッシュキャンプも滞りなく実施され、子供たちにとって有意義な夏となりました。

川場小金管バンド「川場キッズ」が、過日行われましたバンドフェスティバル県大会において見事金賞に輝き、10月1日に開催される西関東大会に向けて、日々練習を行っております。総勢20名と少人数ではありますが、奏でる豊かな音楽そして力強い演技で、必ずや観客を魅了してくれるものと期待をしております。

本定例会に提案する案件は、条例の制定3件、条例の一部改正5件、条例の廃止1件、工事請負契約の締結1件、変更1件、一般会計及び特別会計の補正予算6件、決算認定6件、報告5件、人事案件2件、その他2件の合わせて32件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶いたします。

◎開会・開議

午前9時09分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第5回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において9番黒田まり子君、1番栗原達也君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月15日までの9日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る6月29日付で、川場村監査委員から、議長宛てに財政援助団体等監査の結果報告書の提出がありました。報告書の写しは、お手元に配付したとおりですのでご承知願います。

7月27日、村長より地方自治法第180号第2項の規定により専決処分の報告がありました。報告書の写しは、お手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。

本日の会議は、8番星野孝之議員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

最初に、2番千木良澄夫君。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 2番千木良澄夫です。通告により質問をさせていただきます。

最初に、自主財源の確保についてお伺いします。

地方財政は全国的に依然厳しい状況にあり、川場村においても厳しい財政状況下において行政運営が行われております。役場新庁舎やむらの学習館、エネルギーセンター、交流ホールなどの川場村新拠点整備事業や川場学園の新校舎建設、旧校舎の改修工事などの建設事業では、国、県に積極的に働きかけ、国、県の補助制度や村

債の発行など、財源の確保に努められて事業執行が図られております。しかしながら、健全な財政運営を行っていく上で、自主財源の確保は非常に重要なことと考えられます。

平成26年度歳入決算において、決算額33億6,500万円に対し、自主財源が11億7,700万円、率にして35%、令和4年度決算においては、決算額51億8,600万円に対し、自主財源が14億5,000万円、率にして28%であります。自主財源は、2億7,300万円ほど増加しております。自主財源の確保は川場村第4次総合計画においても重要な項目として位置づけられておりますが、今までにどのような自主財源を確保してきたのか、今後、新たな自主財源としてどのようなものを考えているのか、お伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答えをいたします。

地方自治体の財源には、自らの権限で収入し得る財源、いわゆる自主財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源、いわゆる依存財源とがあります。自主財源の中心は言うまでもなく地方税であり、そのほか条例や規則で徴収できる使用料や手数料なども自主財源となります。

千木良議員のおっしゃるとおり、健全な財政運営を行っていく上で自主財源の確保は非常に重要なことと認識しております。中でも、村税、寄附金については、政策によって大きく左右されるものと考えます。平成30年度の村税が3億7,200万円に対し、令和4年度の村税は3億9,000万円と、1,800万円ほど増額となっております。寄附金については、平成30年度が6,000万円、令和4年度が1億2,300万円と、6,300万円ほど増額となっております。

村税が増収となった主な理由の一つとして、新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者の償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例が令和4年度は適用されなかったことによりますが、令和2年度に創業開始をした[]への企業誘致奨励金が交付限度の3年を経過したため、令和5年度から自主財源の使途が新たな施策に向けられることとなります。寄附金の増収理由としては、ふるさと納税者の増加が挙げられます。今後の財政基盤を盤石とするためには、政策を通じて自主財源の確保に努めなければなりません。

そうした中であって、政策の一つとして公有財産の効率的かつ有効な運用があります。現在、民間事業者による川場谷小水力発電事業により、償却資産税、土地賃借料、道路占有料など、年間500万円を超える自主財源が確保されております。赤倉川でも小水力発電事業が計画されており、ここでも年間600万円を超える財源が確保される予定であります。未利用地である川場牧場用地の一部を太陽光発電事業者へ賃貸し、土地賃借料及び太陽光発電機器に係る償却資産税等でも財源確保が見込まれております。このように公有地を有効に活用し、自主財源の確保に努めてまいります。

また、農林業をはじめとする産業振興策や企業誘致を行い、雇用創出による定住人口を増やし、税収の確保に努めていきたいと考えております。

現在進めております川場学園では、特色のある学校づくりにより、川場学園の学びやで学びたい、学ばせたいと考える世帯の移住促進策も積極的に発信をしていく所存であります。

自主財源の一つであるふるさと寄附金、いわゆるふるさと納税額については、令和4年度実績が、個人が8,300万円で前年比2,000万円増となっております。しかし、全国各自治体でふるさと納税者の奪い合いもなっており、魅力ある返礼品に多くの寄附が寄せられていることから、返礼品のPRや開発に村内企業と力を合わせて行っていきたいと考えております。また、企業版ふるさと納税者の理解を得るためには、村外・県外各企業等へのトップセールスも実施していきたいと考えております。

議員皆様におかれましては、新しいアイデアや先進事例の取組情報等がございましたら、ぜひとも情報提供いただくとともに、ご指導いただきますようお願い申し上げ、千木良澄夫議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 千木良澄夫君。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁いただき、ありがとうございます。

様々な財源の確保について、ご努力のほどがよく分かりましたが、小学校東側の旧JAの跡地、それと、それ以外の村の活用されていない村有地があると思いますが、これらにつきましてどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

JAの跡地につきましては、今現在、臨時の駐車場等として使用しているところでありますが、今後何らかの活用が必要かと思っているところでありますが、なかなか村で整備するのにまた費用もかかるというような中で、企業の進出とか、企業がまたあそこでいろいろな活用ができるかということも想定をしておりますので、今現在、働きかけ等は行っておりますが、実現には至っていないというところでありまして、貴重な村の財産でありますので、そういった中で早急に有効活用できればと、これから検討してまいりたいと思っておりますので、これにつきまして議員各位からいろいろな情報がありましたら教えていただきたいというところであります。

そのほかの公有地等の用地とかいろいろあるわけでありまして、隣接者等が改良をいただいてそのまま事業化できるというところがあれば、それについてはまた公売等もできるわけでありまして、なかなか条件的に悪いところが非常に多いということでもありますので、そういったところも早急には進まない状況であります。村としても有効的に公有地が活用できるように今後も努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 千木良澄夫君。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございます。さらなる自主財源の確保をお願いいたしまして、質問を終わります。

続きまして、2つ目の質問、川場まつり開催に伴う効果についてお伺いいたします。

コロナ禍において3年間中止となっていた川場まつりが4年ぶりに開催されました。イベントでは、和太鼓演奏やフ

ラダンス、だんべえ踊り、各地区のみこし行進などが行われ、キッチンカーや飲食販売も行われ、大勢の村民や村外のお客様も訪れ、盛況のうちに終了できたと思います。お祭りが人々を元気にし、そして、多くのコミュニケーションの場としても地域の活性化が図られるとともに、良好な経済活動が促されることと思います。

今回の川場まつり開催を振り返り、今回の検証を行ったと思いますが、どのような効果が得られたのか、また、今後、新たな川場まつりとしてどのような企画を持っているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答えを申し上げます。

去る7月30日、4年ぶりとなる川場まつりが開催されました。当日は猛暑の中ではありませんでしたが、予定しておりましたプログラムを滞りなく行うことができ、十分な盛り上がりを見せ、盛況のうちに終了することができました。これも、ひとえに議員各位をはじめ、村民皆様の参加とご協力によるものと、心より感謝を申し上げる次第でございます。来場者につきましても、現場の感覚ではございますが、4年前の開催時と同程度の来場があったものと考えております。

ご質問の川場まつり開催による効果でございますが、まず、コロナ禍前と同じようにたくさんの方が集まり、老若男女が会場で楽しむ姿を見ますと、夏の風物詩でもあります、こういったイベント等の再開を村民をはじめ多くの皆さんが待ち望んでいたのではないかと想像するところでありまして、たくさんの方が笑顔で集まり、楽しんでいただける機会を再開できたことがまず大きな効果であったと考えております。

みこしの渡御につきましては、どの地区も担ぎ手不足が大きな課題でありまして、各地区に参加をお願いしたものの、実現できるか心配なところではございました。当日は7地区のみこしと子供みこし2基が会場を練り歩き、湯原地区の祭りばやしが会場の雰囲気盛り上げてくれました。

後日のアンケート結果では、担ぎ手不足を集めるのは大変だったけれども、地区のみこしが参加できてよかった、今後の参加についても参加をしたいという区長さんからの回答もいただいております。また、武尊太鼓連、フラダンス「マウナケア」、だんべえ踊り愛好団体など、各団体もやっと活動の場ができたことへの喜びを存分に表現いただき、こういった機会が村民の元気につながるんだということを改めて実感させていただきました。

今年のお祭り再開に伴い、新たに取り入れた内容もございます。1つは、プログラムにジャズコンサートを取り入れました。昨年開催いたしました世田谷区との縁組協定40周年の記念イベントの際に導入し、好評だったことから、川場まつりにも取り入れてみました。また、交流事業を展開している世田谷区及び神奈川県大磯町からの出店ブースを設け、それぞれ物産の販売をしていただき、会場を盛り上げていただきました。さらに、これまでのフリーマーケットや村内団体の販売ブースに加え、最近各地で展開されているキッチンカーも6台出店していただき、おいしい料理で来場者を喜ばせてくれました。

今後の新たな企画についてでございますが、具体的にはこれから来年に向けて検討していくことではございますが、例えば川場村出身で実家に帰った機会にお祭りに参加したり、知り合いに誘われてお祭り会場に来てみたいという村外の方も多くいらっしゃいましたので、UターンやIターン、移住を案内できるブースを設けるなど、実行できるかどうかは今後検討する必要があると思いますが、お祭りの機会を利用し、村全体のPRをする場面を設定できればと考えてお

ります。

最後に、せっかく再開できた川場まつりでございますので、今後継続していくために、皆さんからいただきましたご意見も取り入れながら、改善を重ねながら、神輿渡御をはじめ、できる限り参加者の負担を軽く、多くの方が参加しやすい設定を検討し、来年以降も進化しながら継続できるよう工夫をしております。

議員各位におかれましては、川場村の元気で明るいイベントである川場まつりが将来にわたり継続できますよう、引き続きご指導とご支援をいただきますようお願い申し上げ、千木良澄夫議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 千木良澄夫君。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁いただき、ありがとうございました。

川場まつりが盛況なうちに終了できましたのは、村長はじめ職員のご努力によるものと感謝を申し上げるところでございます。

ここで1つご提案でございますが、現在、川場村には川場ばやしと武尊旅情の2つの楽曲とその踊りがございます。今後、これらを広めていく、また伝承していくためにもお祭りに取り入れたらいかかかなと思っておりますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

小学校の運動会等で、婦人会に教わりながら川場ばやし、武尊旅情、踊った経緯がございますが、運動会等も昨年から小中一貫校に向けての合同運動会ということで、なかなかそういったところも設けられない状況であります。

ご指摘のとおり、川場まつりでの開催でございますが、今現在、非常にタイトな時間の中でやっておりますので、今後そういったものがまた団体等から要望等があれば検討してまいりたいということですが、婦人会等もなかなか団体の活動も減少する傾向で、各地区においても婦人会がなくなったところもございますので、そういったところを含めて、また要望等があれば検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 千木良澄夫君。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

川場まつりがさらなる進化を遂げ、活気のある村づくりの一助となることを期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、2番千木良澄夫君の質問は終わりました。

次に、9番黒田まり子君。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） 皆様、改めておはようございます。通告に従いまして、質問したいと思います。よろしくお

願います。

コロナ後の観光行政について質問させていただきます。

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、日本においても2020年4月に緊急事態宣言が発出されるなど、社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼしました。それから3年がたち、この5月には季節性インフルエンザと同様の5類感染症と見直されたことに伴い、国民生活はコロナ前の生活を取り戻し、経済活動も活発になってきました。特に観光業ではインバウンドの増加、コロナ禍からの反動で国内旅行が増えたことなどがプラス要因となり、目覚ましい回復を見せ、期待されています。しかし、そこにはコロナ以前の観光とは違い、コロナ禍を経験したからその観光の在り方が求められているのではないのでしょうか。

そこで、伺います。最初の質問です。新型コロナウイルスによるパンデミックを通じて、持続可能な観光の重要性が浮き彫りになりました。環境への配慮や地域社会の発展に貢献する観光がますます重要視され、旅行者の行動様式も多様化し、リモートワークと観光の組合せ、アウトドアや自然を重視する旅行スタイルが求められています。これから期待される川場村の観光についてどのようにお考えでしょうか。

そして、次の質問です。観光庁が観光地、観光産業の再生を促すために行っている事業、地域一体となった観光地、観光産業の再生、高付加価値化事業で地域計画を募集したところ、その1つの地域として川場村の案が選ばれたようですが、その事業内容と現在の状況についてお聞かせください。

そして、3つ目の質問は、川場村の観光振興における川場村観光協会の位置づけと役割、業務体制についてお聞かせください。よろしく願います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

本年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行し、観光産業の活性化にも期待される中、旅行者の市場ニーズも変化したと聞き及んでおります。群馬県観光物産協会の分析によりますと、旅行に対する意欲は2019年以前のコロナ前の状態に戻つつある一方で、新型コロナウイルスの感染拡大が完全に収まったわけではないため、旅行市場においては、混雑を避ける旅行プランなど、感染リスクの低下や混雑を避ける分散型観光が旅行者に求められております。また、コロナ禍を経て、旅行者は旅行先で何を行うかに重きを置くようになったとされ、特にリラックスすること、おいしいグルメが味わえること、非日常的な体験ができることについて、幅広い年齢層が重視しております。

さて、本村の観光入り込み客の現状ですが、村内全体では、過去最多の観光入り込み客数320万3,000人を記録いたしました。とりわけ、道の駅川場田園プラザは、昨年、旅行雑誌「じゃらん」が選ぶ道の駅ランキング日本一に選ばれた影響もあり、約270万人の観光客が訪れました。これは、本村が首都圏から比較的近く、気軽に日帰り旅行に行ける点、田園風景など自然にあふれている点、グルメを楽しめる点などが評価されたものと認識しております。一方で、宿泊者数は昨年度に比べ5,000人増の4万2,000人とどまり、宿泊を伴う観光客のニーズには応えられていない点も浮き彫りとなりました。

今後の展開であります。刻々と変化する観光市場ニーズに対応するため、村内でいいますと、この後の説明でも触れますが、地域一体となった景観づくりや施設改修による観光基盤づくりに努めるとともに、電動キックボード、電動アシスト自転車のレンタルなどもツールとして生かしながら、村内回遊の観光促進、あるいはそこに体験や食を組み合わせた観光メニューづくりに一層取り組んでまいりたいと考えております。

また、別の視点で考えますと、利根沼田全域の取組といたしまして、温泉や登山、自然環境、アウトドアスポーツなど、それぞれの地域の強みを生かしながら、顧客目線のストーリー性のある観光プランを構築、磨き上げていく必要性を感じております。このため、群馬県と利根沼田管内市町村が連携して進めている利根沼田サイクルツーリズム事業をはじめ、管内市町村との連携に注力した観光行政も進めていきたいと考えております。

2番目のご質問の観光庁事業であります。地域一体となった観光地、観光産業の再生、高付加価値化事業について、ご説明を申し上げます。

この事業は、観光地が地域一体となって取り組む観光地経営のマスタープランとなる地域計画の構築、磨き上げ及び宿泊施設、観光施設の改修、廃屋の撤去など、地域、産業の稼ぐ力を回復、強化するための取組を国が支援するものであります。

本村では、川場村を一体の地域と捉え、川場村らしい観光産業を再生及び促進させるため、地域計画を作成し、令和5年度第1回審査会において、全国53案件の一つとして採択を受けました。

今回参加をしている村内事業者ですが、川場村観光協会会員の事業者にお声がけをいたしまして、本事業の趣旨と川場村の地域計画の目的、コンセプトに合った改修や廃屋の撤去の事業計画をお持ちの7事業者に参加をいただいております。事業件数といたしましては、9件になります。内訳は、施設の高付加価値化を目的とした宿泊施設の改修が1件、観光施設の改修、これは主に店舗内や外観の改修でございますが4件、地域の景観形成を目的とした廃屋の撤去が4件でございます。

全体の事業費は2億810万円で、補助金申請額といたしましては1億2,290万円でございます。補助率は、宿泊施設の改修が特例の補助率で対象事業費の3分の2、その他が2分の1でございます。現在の状況でございますが、地域計画採択後に各参加事業者がそれぞれ交付申請を行いまして、2件がまだ審査中ですが、ほか7件は既に交付決定が下りておりまして、営業時期も考慮しながら、本年度中の事業完了に向けて着手しているところでございます。

ご質問の事業のほかにも、本年度の観光庁補助事業で、観光再始動事業という事業に田園プラザ川場が事業主体となって申請し、採択を受けております。これは、インバウンドの本格的な回復を図るため、自然や食、スポーツなどを活用しながら、新規性が高く、特例な体験コンテンツ、イベント等の創出等を支援するものであります。田園プラザ川場を中心に、観光協会、吉祥寺等と協力し、ヘリコプターの搭乗体験や電動キックボード、電動アシスト自転車のレンタル、吉祥寺のライトアップや竹灯籠、インフルエンサーを使った観光地動画の拡散などを事業内容としております。電動キックボード、電動アシスト自転車のレンタルは既に始めております。また、ヘリコプターの体験搭乗は、9月23、24日に実施することになっております。

続きまして、3番目のご質問の観光協会の位置づけ、役割、業務体制についてでございますが、川場村観光協

会規約では、観光協会は、川場村の観光開発の促進と観光事業の振興を図り、村経済の発展に資するところを目的とする組織となっております。この目的達成をするため、効率よく、より効果的に取り組むため、村内観光関連事業者が一体となって観光振興に取り組むための組織として存在することが観光協会の役割と理解しております。

協会の会員は、観光関係に携わる個人及び団体、観光関係の会社及び事業者が正会員となることができると規定されておまして、令和5年度会員数は46名となっております。村からは、理事会の理事として観光担当課長が任命をされております。また、本年7月28日の理事会におきまして、私、村長が会長に就任をいたしまして、専務理事として宮内副村長が就任をしております。

これに伴いまして、観光協会事務局の体制につきましても、それまで道の駅川場田園プラザの運営と一体化しておりました業務を区別化し、観光協会の業務に携わる職員を新たに雇用し、新体制の構築を図っているところでございます。業務につきましても、旧体制からの移行、引継ぎを行っているところでございます。

事務局の事務所につきましては、田園プラザ業務との区別化を図るため、現在のプラザセンターから、隣接の旧花工場のスペースを新たな事務所とする予定となっております。業務の引継ぎが完了次第、移転する予定でございます。

観光行政に当たりましては、事業者、村民の皆様のご協力をいただきながら、引き続き観光振興に尽力をしております。議員各位には今後ともご指導、ご支援をいただきますようお願い申し上げ、黒田まり子議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子君。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。

いろいろな新しいこともたくさん出てきたんですけども、まず、サイクルツーリズムについて伺いたいと思います。

既にもう貸出しが行われていて、興味を持ったお客さんが増えてきているのかと想像いたしております。サイクルツーリズムですが、二酸化炭素を発生させないことや健康的なイメージなど、川場村の田園風景が大変よく似合うツーリズムだと思っております。また、自転車という移動手段を使用することで、新たな角度から地域の文化、歴史、自然、景観を生かした観光ガイドプランを提供することができます。

このように地域の魅力を高めるサイクルツーリズムの推進は、川場村の観光を推進させ、より多くの観光客に来ていただくチャンスになるかと思えます。田園プラザに320万人の方々に来るといことで、そういう方たちがサイクルツーリズムを通じて村内のいろんなところに行っただけで大変いいのではないかと。なかなか田園プラザには人が来るけれども、そこからなかなか外に行かないという今までの悩みでしたから、それを解決するためにも大変いいチャンスになるのではないかと思います。サイクルツーリズムの推進についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

今ご指摘のとおり、今現在、田園プラザ川場にはお客様が来ますが、なかなかそこから抜け出せない状況でありま

して、吉祥寺等がありますが、その1点のみということの中から、今回このサイクル等を使って、この電動アシスト自転車、また電動キックボード等のレンタル事業を既に開始したところでありますが、これについては観光協会へ業務委託として事業を実施しております。既にそういったものをレンタルして、観光客が村内を回遊している姿も見られるようになりました。これは今後また増やしていければと思っているところでありますが、自転車による村内回遊観光は、村の観光の魅力をさらに多様化して、また進化した事業となると思われておりまして、そういった中で新たな取組となりますので、なかなか体制を構築するということが先決ではございますが、観光協会とも協議をして積極的に進めてまいりたいと思っております。

これらを踏まえて、今後、こういったことはいろいろな関係機関と調整をしなければならないところでありますが、徐々に、8月23日にまた2年連続のじゃらの発表ということでありまして、そういった中で平日でもお客さんがまた増えておりまして、今後これから実りの秋でリンゴ等の多くの出荷が始まるところでありまして、田園プラザにとっては最盛期になるところでありますが、そういった中でもお客さんがこういったレンタルサイクル等を使いながら、川場村をまた違った意味で一日満喫できるようなことを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子君。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） 村内地域一体となった観光の鍵になるサイクル事業ということで、村民の皆さんにも興味を持ってもらって、一緒にサイクリングツーリズムを育てていくような形になったらいいのかなと思っております。

そこで、先ほど村長のお話の中にも出てきたんですけれども、利根沼田全体を一体と考えたツーリズムを考えていると。観光協会がただお客さんからの問合せを聞いて、それを処理していくというだけの受け身の観光協会ではなくて、そこから一歩も二歩も出て、稼ぐ仕込みを観光協会内につくっていくということがこれから重要かと思えます。DMOの考え方もそこに入るのではないかと思います。地域一体となった観光地、観光産業の再生と高付加価値化事業もその一端ではないかと思えますが、稼ぐ仕組みをつくり出していく上での観光行政はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えをいたします。

今、利根沼田が一体となっていていろいろな観光事業に取り組んでいるところでありますが、振興局が主体で利根沼田を、桁外れの1万人とかすごい単位の自転車競技も年々参加者があって、これは人数制限がありますけれども、自転車を通じて利根沼田の魅力を発信したいという事業でありまして、そういった中で、田園プラザからスタートするようなことも聞いております。

特徴的には、みなかみ町にはラフティングあったり谷川岳があったり、また、沼田市においては吹割の滝があったり、片品村においては尾瀬があるということでもありますので、そういった中で連帯感を持って、川場村からみなかみ町、みなかみ町から川場村とか、川場村から片品村に行くというような形が取れば、この集客の人数がまたそこに増えるところでありまして、今、沼田市においても、ようやくまた再熱をされたと聞いておりますが、沼田城をこれから造ろうか

というような話が盛り上がりつつあるようなことも聞いておりますので、やっぱり利根沼田の中心は沼田市でありまして、そういった真田400年の礎がまた沼田市にできればそこにも魅力があるかなというところではありますが、特に観光協会は、観光協会の会員の皆様の振興が一番大事でございまして、そういったところが若干遅れたところがあったものですから、今回、体制を整えて、村長が協会長になったということではありますが、なかなか事業を移行するまで時間がかかっているところではありますが、職員の体制等を整えながら、新年度に向けて、今言われました稼げる観光を目指して、日々努力はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子君。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） 観光協会が新しい体制で、今の荒波ですかね、観光業界は競争が激しいので、その荒波を乗り越えて、ぜひ川場村に稼ぐ仕組みが生まれたら、本当の意味での自立した観光行政というんですかね、観光協会からできることを期待しております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、9番黒田まり子君の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第5 川場村選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、川場村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、川場村選挙管理委員には中村松太郎君、今井岳志君、岡村 豊君、石田幸松君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を川場村選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した中村松太郎君、今井岳志君、岡村 豊君、石田幸松君、以上の方が川場村選挙管理委員に当選されました。

続いて、川場村選挙管理委員補充員には高井勝寿君、小林幹雄君、外山 嘉君、松井清一君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を川場村選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した高井勝寿君、小林幹雄君、外山 嘉君、松井清一君、以上の方が川場村選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎日程第6 議案第40号 川場村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第40号 川場村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第40号 川場村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

役場新庁舎の移転に伴い、川場村役場の位置を改めるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第40号 川場村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第41号 川場村交流ホールの設置及び管理に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第41号 川場村交流ホールの設置及び管理に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第41号 川場村交流ホールの設置及び管理に関する条例について、提案説明を申し上げます。

本条例は、川場村交流ホールの完成に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、川場村交流ホールの設置及び管理に関する事項を定めるものであります。

交流方法については、住民間交流や世代間交流、そして都市との交流を促進することを目指しております。当然、村事業としても有効活用を図り、この交流ホールが活発に利用され、村の活性化につながるよう運用してまいります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第41号 川場村交流ホールの設置及び管理に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第42号 川場村むらの学習館の設置及び管理に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第42号 川場村むらの学習館の設置及び管理に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第42号 川場村むらの学習館の設置及び管理に関する条例について、提案説明を申し上げます。

むらの学習館は、将来にわたって活力ある川場村を維持していくため、町民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成及び地域社会を担う個性豊かで多様な人材の育成を図ることを目的として設置されるものであります。

本条例は、川場村むらの学習館の完成に伴い、地方自治法第240条の2第1項の規定により、むらの学習館の設置及び管理に関する事項を定めるものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第42号 川場村むらの学習館の設置及び管理に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第43号 川場村山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第43号 川場村山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第43号 川場村山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案説明を申し上げます。

役場新庁舎の開庁に併せて、山村開発センターが併設をされております現庁舎を閉庁することとなります。現庁舎の閉庁により山村開発センターが機能を喪失することとなりますことから、条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。宮内委員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） ただいまの本庁舎、元村役場、この管理について廃止されるということでございますけれども、廃止された後の管理、これは、その管理する方法や何かは全部廃止されれば、その後の管理についてはどのようにお考えなのかお尋ねさせていただきたいと思っております。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 現在の庁舎につきましては、廃止をされて、普通財産として村が管理をするという予定でございます。

以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号 川場村山村開発センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第44号 川場村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第44号 川場村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第44号 川場村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村むらの学習館の完成に伴い、現在文化会館内にある行政機能がむらの学習館へ移転することとなります。また、今まで会議等で使用されていた研修室やその他会議室、図書室、地下工房等については、村の行政文書等を保管する書庫として使用することとなります。文化会館に残る機能はホールの運用のみとなるため、利用形態に合わせ、使用料等の改正を行うものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。丸山敏雄議員。

〔6番 丸山敏雄君発言〕

○6番（丸山敏雄君） これ、人件費がございませぬけれども、この使用に関しては、どなたかの時間内には使用している場所、この文化会館にどなたか管理者が来ていただけるという理解でよろしいんですか。1, 500円と2, 000円とありますけれども。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

今回、教育委員会事務局がむらの学習館のほうに移転することとなります。文化会館の使用に当たりましては、鍵の開け閉め、それから音響や照明の操作等、教育委員会の職員が行ってまいりましたが、これからは利用者ができるようにもしたいと考えております。

それで、人件費というのは、この操作等の、鍵の開け閉めや、管理や操作等を、事務局職員に委託する場合に、いただくために計上いたしました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 丸山敏雄議員。

〔6番 丸山敏雄君発言〕

○6番（丸山敏雄君） そうしますと、利用者がこの音響とか鍵開けとかそういうことをするときには、この人件費はとらないと考えてよろしいんですか。

○議長（小菅秋雄君） 事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） そのように想定して条例のほうを作成いたしました。

以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。黒田まり子議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） もう一つ教えてください。

この人件費ということで、ほかの方にお任せするけれども、お任せできないときには人件費をいただく。

一般の方にお任せした場合、例えばステージ上のパトラーですとか、ちょっと危険が伴う作業になると思うんですけども、そういう安全管理はどのようにになっているのでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 使用前には、研修などはしたいと思います。

またバトンの上げ下げ等については、事前にご連絡いただければ、設定してからの貸出しも可能だと考えております。以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） いろいろな人が介在すると、安全管理の上で何か抜け道が、穴の開くところもあるので、その辺を徹底して安全管理をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号 川場村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第45号 川場村同報無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第45号 川場村同報無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第45号 川場村同報無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

同報無線通信施設の無線局の住所を役場新庁舎の移転に合わせて改めるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号 川場村同報無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第46号 川場村犯罪被害者等支援条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、議案第46号 川場村犯罪被害者等支援条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第46号 川場村犯罪被害者等支援条例について、提案説明を申し上げます。

犯罪被害者等基本法に基づき、本村における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、村民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とするものであります。

群馬県警では、県内各自治体での条例制定を求めており、当初は県内数団体でのみの条例制定でありましたが、今年度中の制定がほとんどとなる見込みで、さらに利根沼田管内では、足並みをそろえて9月議会に提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。栗原達也議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 支援条例の中の第5条、村民の責務の文字ありますけれども、これ読んでいきますと、犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、2次被害及び再被害が生じることのないよう十分に配慮するとともにありますけれども、誰が被害者なのかこれ分からない。被害者だから、再発防止に十分に配慮する。誰が被害になっているか、その辺は分からないんじゃないですか。と思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） 栗原議員の質問にお答えします。

まず、2枚目の第3条の4項のところで、犯罪被害者等の支援は関係機関等が相互に連携し協力して行わなければならないということが載っています。これは警察等から、誰が犯罪において被害者となったという情報をいただければ、村としてもそういった、そのような、どなたが被害者となられたという情報が分からないような状況になっておりますので、まずここで警察と連携、そしてもし村内で被害者が出た場合は、予算書の中に出てきますが、見舞金等支給して、今回の補正予算で40万円予算化をこれから提案させていただくところですが、出た場合は、見舞金等を支給しながら支援していきましょうということでございます。

栗原議員のおっしゃる、第5条の、誰が被害者になったかっていうのが分からないのではないかとということなんですが、ここでありますように、その情報が漏れないようにするというのも、村としても、警察から来た個人情報ですので、そういったことが漏れないようにしていかなければならないというところがありますが、村民が、もし誰々が被害になったというのを分かった場合は、村としても第2次被害として出ていかなないようにいうんですか、2次被害というのがここに、1ページ目にありますように、被害になって、またほかの人からの風評なんかで、またその人が心を病んでしまったりというのが2次被害だったと思いますが、そういったことが起こらないように村として今やっていこうというのが、この条例の趣旨でございます。

言葉が足りませんが、以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） ですから、村民の責務、村民が被害者っていう、では誰々が被害者だっていうのを分からないわけですよね。それを十分に配慮しろって言っても、できない。それをどう理解すればいいか分からないので質問しているんですけども。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） もし被害者だと分かってしまった場合はということで見ただければと思います。

（「分かりました」の声あり）

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。黒田まり子議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） 質問いたします。

これから補正予算の中で見舞金が定められるということなんですけれども、それに当たって、見舞金の支給要綱はどのタイミングでつくるのでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） この条例の制定に合わせまして、見舞金に関する要綱を設定いたしまして、その中で、もし犯罪に遭われた方が亡くなってしまわれた場合は、遺族の方に30万円の見舞金、それから犯罪に巻き込まれた方が重症等を負った場合には10万円の見舞金を出していこうということで、この条例は別に、この金額等の要綱は同時に施行させていただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子議員。

〔9番 黒田まり子君発言〕

○9番（黒田まり子君） 同時に要綱もつくられるかと思ったんですけれども、今回提示がなかったもので、でもありました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号 川場村犯罪被害者等支援条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第47号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第13、議案第47号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第47号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、令和5年5月8日から5類感染症に引下

げられたことを踏まえ、令和5年度以降における国の財政支援の取扱い方針の決定に伴う新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免基準を定めるため、川場村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第47号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第48号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第14、議案第48号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第48号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

群馬県内統一による子供医療費の対象拡大による子育て対策として、高校生世代の医療費無料化に対応した医療費もとい福祉医療費の支給に関する条例の改正が必要となり、川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第48号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第49号 工事請負契約の締結について（令和5年度川場村第2工区造成工事）

○議長（小菅秋雄君） 日程第15、議案第49号 工事請負契約の締結について（令和5年度川場村第2工区造成工事）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第49号 工事請負契約の締結（令和5年度川場村第2工区造成工事）について、提案説明を申し上げます。

本件は、役場新庁舎を含む敷設整備を行っております新拠点のうち、第1工区に隣接する第2工区における造成工事につきまして、去る8月25日に実施した入札により決定いたしました関東建設工業株式会社と5,665万円で請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、村議会の議決を得ようとするため提案するものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第49号 工事請負契約の締結について（令和5年度川場村第2工区造成工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第50号 工事請負契約の変更について（令和3年度川場村役場新庁舎建設工事）

○議長（小菅秋雄君） 日程第16、議案第50号 工事請負契約の変更について（令和3年度川場村役場新庁舎建設工事）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第50号 工事請負契約の変更について、提案説明を申し上げます。

本件は、令和3年度川場村役場本庁舎建設工事として、令和4年2月7日に関東・萬屋・角屋特定建設工事共同企業体と、23億8,700万円で請負契約を締結いたしました。主に仮設工事の工事量の増加や金物部材の調達費の高騰などにより、請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、村議会の一括議決を得ようとするため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。角田文雄議員。

〔5番 角田文雄君発言〕

○5番（角田文雄君） この工事請負契約の変更でございますけれども、前の全員協議会のときにお話しさせていただきましたんですが、この変更内容が分からないので、何か分かる方法で図示してくれとお願いしたんですが、その後いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えを申し上げます。

議会の最終日につきまして、現場におきまして現場案内をするということを、今日、事前に申し上げましたが、そのときに図面をもって、ご説明できる場所を説明したいというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

（「大金でございますので、よろしく願いいたします。終わります」の声あり）

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第50号 工事請負契約の変更について（令和3年度川場村役場新庁舎建設工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第51号 川場村土地開発公社の解散について

○議長（小菅秋雄君） 日程第17、議案第51号 川場村土地開発公社の解散についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第51号 川場村土地開発公社の解散について、提案説明を申し上げます。

本公社は、昭和59年に設立されて以来、本村の発展のため貢献をまいりました。しかし、現在整備されている役場庁舎新設後は、大規模な公共事業の計画は減少し、これに伴う用地取得なども計画されておられません。地価そのものも安定していることから、土地の先行取得という土地開発公社の本来業務を、極端に減少をいたしました。公社の存在意義も極めて薄れてきたと申し上げてよいと思います。

このことから、公社の所期の目的は達成されましたので、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、土地開発公社の解散を提案するものであります。

原案のとおり解散の決議をくださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号 川場村土地開発公社の解散についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第52号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（小菅秋雄君） 日程第18、議案第52号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第52号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の変更は、令和2年に締結をいたしました「利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定」に掲げる生活機能の強化に係る政策分野における医療の項目について、地域医療体制の維持充実として、周産期医療をはじめ、圏域内における地域医療体制の維持、充実を図るため、病院等に対し、維持費等の支援など、必要な事業に取り組む内容を加えるものであります。

今般、沼田市及び利根郡の町村との本変更に係る協議が整ったことから、沼田市との協定の一部を変更する協定の締結について、川場村議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1項の規定に基づき議会の議決が必要となることから、ご提案をさせていただくものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。10時50分まで休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 議案第53号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第19、議案第53号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第53号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第3号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,332万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,209万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税871万2,000円、国庫支出金3,814万6,000円、県支出金3万3,000円、繰越金1億1,485万9,000円、村債3,157万7,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。

第2款総務費は、1億3,203万8,000円を追加計上いたしました。新庁舎落成式経費156万円、未来構想コンサルティング委託料220万円、文化会館書庫用軽量ラック購入費506万6,000円、ふるさと納税ポータルサイトシステム利用料242万円、新庁舎システム等移設業務委託料1,351万3,000円、役場庁舎建設工事請負費9,870万6,000円、物価高騰緊急支援給付金810万円等であります。

第3款民生費は60万3,000円を減額計上いたしました。後期高齢者医療特別会計繰出金343万5,000円を減額いたしました。

第4款衛生費は401万9,000円を追加計上いたしました。予防接種委託料117万5,000円、新型コロナワクチン接種関連委託料628万7,000円等であります。

第6款農林水産業費は1,868万円を追加計上いたしました。価格高騰対策農業者支援給付金1,242万円、価格高騰対策畜産業者支援給付金366万円等であります。

第7款商工費は607万3,000円を追加計上いたしました。道の駅トイレ及び駐車場管理システム修理工事424万7,000円等であります。

第8款土木費は312万8,000円を追加計上いたしました。舗装補修等工事請負費100万円、橋梁補修設計業務委託料102万3,000円等であります。

第9款消防費は175万6,000円を追加計上いたしました。防火水槽補修工事125万6,000円、消防団員自動車免許取得補助金50万円等であります。

第10款教育費は2,823万6,000円を追加計上いたしました。小中一貫校建設工事1,751万1,000円、小学校校舎大規模改修工事1,207万8,000円等であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、議案第53号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第3号）の細部説明をいたします。

令和5年度川場村の一般会計補正予算（第3号）では、歳入歳出それぞれ1億9,332万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,209万5,000円とするものです。第2条といたしまして、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による、第3条として、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正によるということで、4ページを御覧ください。

4ページ、第2表債務負担行為補正、1、変更。小中一貫校増改築事業について、変更前5億9,194万8,000円、変更後6億9,005万1,000円、9,850万3,000円の増額となっております。これにつきましては、一番最後のページ、34ページを御覧ください。債務負担行為に関する調書ということで、小中一貫校増改築事業につきまして、限度額6億9,005万1,000円。当該年度以降の支出予定額、令和6年度までに6億9,005万1,000円です。そのうちの財源内訳といたしまして、国県支出金が2億2,165万5,000円、地方債が3億7,730万円、一般財源9,109万6,000円ということになっております。

5ページにお戻りください。

第3表地方債補正、1、追加。防災対策事業債、限度額3,320万円、この防災対策事業債については、防災無線移設工事に充当するものでございまして、事業費の9割をこの起債として充当いたします。また、その2分の1が交付税措置されるものとなっております。

2、変更といたしまして、臨時財政対策債。補正前の限度額1,000万円、補正後の限度額837万7,000円でございます。この臨時財政対策債は、国が額を定めるものとなっております、当初予算では概算で1,000万円を予算としておりましたが、国から額の決定通知がございましたので、その後、決定通知に伴い額を変更したものとなります。

続いて、6ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入になります。

補正前の額43億7,876万8,000円。補正額、各款の補正額は御覧のとおりで、補正額合計は1億9,332万7,000円。歳入合計を45億7,209万5,000円とするものです。

続いて7ページ、歳出になります。

補正前の額は4億3,876万8,000円。補正額につきましては、各款の補正額は御覧のとおりで、補正額合計は1億9,332万7,000円。歳出合計を4億7,209万5,000円とするものです。その補正予算の財源内訳といたしまして、国県支出金が3,817万9,000円、地方債3,320万円、一般財源として1億2,194万8,000円となっております。

続いて、8ページを御覧ください。

歳入の詳細説明となります。

10款1項1目地方交付税8,712万2,000円の追加。

14款1項1目子育てのための施設等利用給付交付金6万6,000円、これは国庫2分の1の補助金となります。

続けて2目新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金5,207万7,000円、国庫10分の10の補助金となります。

14款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,158万4,000円。今回のこの交付金につきましては、物品等の購入ではなく、生活者への給付金に回すよう、国から指示が来ております。原則、国庫10分の10の補助金となります。

3目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業事業補助金1,256万6,000円。生後6か月以上の村民希望者に、今回は集団接種ではなく個別接種で対応するというものでございます。国庫10分の10の補助率となっております。

続いて、母子保健対策強化事業補助金3万3,000円、これは国庫2分の1の補助事業となっております。

続いて9ページ、15款1項1目子育てのための施設等利用給付費負担金3万3,000円。これは、先ほど国庫で2分の1と申し上げましたが、県費になりますと、事業費の4分の1補助となります。

19款1項1目前年度繰越金1億1,485万9,000円となりました。

21款1項につきましては、先ほどの地方債補正のところでも申し上げましたので、ここでの説明は割愛させていただきます。

続いて、10ページを御覧ください。

まず、歳出の詳細説明になります。

括弧で給料、手当等の補正がございますが、4月の人事異動に伴いまして階層等の変動がございましたので、詳細は給与費明細を御覧いただければと思います。給与費の説明につきましては割愛させていただきます。

それでは、まず10ページ、2款1項1目10需用費の中の消耗品費、新庁舎落成記念品代1,035,000円。続いて、11ページ、最上段にあります12委託料、未来構想コンサルティング委託料220万円、これにつきましては、中学校の跡地利用を中心に川場村の将来を考えるものとなっております、既に中学生を対象としております谷人講座などを実施しております慶應大学の教授の安宅先生に依頼する予定となっております。

続いて、13 使用料及び賃借料、新庁舎落成式開庁式会場設備借上料49万5,000円となっております。

続いて、18 負担金補助及び交付金、犯罪被害者等見舞金40万円、これにつきましては、条例の中でうたっております、犯罪の被害者を支援するものとなっております、被害者が亡くなられた場合は遺族に見舞金として30万円、被害者が重症病を負った場合は10万円をそれぞれ見舞金として支給するものとなっております。

続いて、2 目文書広報費17 備品購入費の文化会館書庫用軽量ラック購入費50万6,000円となっております。庁舎移転後、文化会館の地下室、図書室それから2階の会議室がそれぞれ行政部署の書庫となります。その文書を保管するための軽量ラックを購入するもので、間口180センチメートル、1メートル80センチを約70基購入するものとなります。そして、3 財産管理費12 委託料、新庁舎設備保守点検委託料35万9,000円。これにつきましては、新庁舎におけるエレベーター、車庫シャッター、自動ドアの点検委託料となっております。

続いて、1枚はぐっていただきまして、12ページになります。

13 使用料及び賃借料、ふるさと納税ポータルサイトシステム利用料242万円。これにつきましては、ポータルサイトでありますふるなびの利用料となっております。ふるなびです。そして18 負担金補助及び交付金、利根沼田新商品開発支援連携事業負担金25万円、これは定住自立圏構想の中にうたわれている事業の一つの負担金となっております。

9 目地域づくり事業費、地域おこし協力隊定住支援補助金100万円、これは現在地域おこし協力隊として活動している■■■■が本年度をもって任期満了することから、その支援金となっております。

続いて、11 目新拠点構想推進12 委託料、システム等移設業務委託料1,351万3,000円。現在の庁舎から新庁舎へシステム等を移設するに当たっての委託料となっております。

14 工事請負費、役場庁舎建設工事9,870万6,000円の追加、これは建設部材の高騰及び追加工事によるものでございます。

続いて13ページ、18 負担金補助及び交付金810万円、物価高騰緊急支援給付金810万円ですが、これにつきましては、コロナ交付金を活用いたしまして、住民税均等割非課税世帯270世帯に3万円をそれぞれ給付するものでございます。

続いて、大分ページが飛んでしまいますが、19ページを御覧ください。

19ページ、4款1項4目母子保健費の12 委託料、乳幼児栄養相談及び調理実習業務委託料27万5,000円、これにつきましては、現在役場に栄養士が不在ということから委託するものとなっております、10回、10回、委託する経費となっております。委託先については社会福祉協議会を予定しています。

それから、11 目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の12 委託料の中で、クーポン券作成業務委託料が108万円、ワクチン個別接種委託料が520万7,000円、合わせて628万7,000円ですが、これ歳入のところでも申し上げましたが、生後6か月以上の村民を対象としたワクチン接種となっております、今回は集団接種ではなく個別接種となっております。

続いて、20ページを御覧ください。

農業振興費の中の、18負担金補助及び交付金、物価高騰対策農業者支援給付金1,242万円。これにつきましては認定農業者66人にそれぞれ10万円を給付、そのほかに、認定農業者を除く農業者、農業申告をしている農業者194人にそれぞれ3万円を給付する事業となっております。コロナの交付金を充当しております。

またその下、4の畜産業費の中の価格高騰農業者支援給付金366万円、これにつきましては、畜産農家におります牛1頭につき6,000円を給付するもので、牛610頭分、610頭に6,000円を掛けた金額となっております。

続いて、22ページを御覧ください。

7款1項2目10需用費、建物等修繕費の中の観光施設修繕料22万7,000円、これは虚空蔵山の展望デッキを修繕するものとなります。

そして、その下の田園プラザ施設修繕料19万8,000円は、田園プラザ内にあります多目的トイレのおむつ台を更新するものとなっております。

そして、14工事請負費として、道の駅トイレコーティング工事が324万1,000円、道の駅の駐車場管理システムの修理工事が100万6,000円となっております。

そして、23ページの一番下にあります、9款1項1目防火水槽補修工事125万6,000円。これにつきましては、別所地区の防火水槽の補修工事となっております、この防火水槽は現在用水路から水を引き込んでおまして、用水路の水が濁ったりしますと防火水槽に土砂がたまってしまうということから、用水路からの取水ではなく水道水を取り入れることとし、またこの防火水槽の上部が網でつながれているっていうんですか、網で塞がれているものをコンクリート材で塞ぐという工事になります。

そして、その下の消防団員自動車運転免許取得費50万円。これについては、若い人が持っている免許で、消防車が運転できない免許構成になっているといいますが、今の若い人たちが取る免許ですと消防車が運転できないということから、その限定を解除するための補助金となります。

そして、続いて、25ページの上段になります工事請負費、川場村立小中一貫校建設工事、維持補修工事が1,751万1,000円、続けて小学校校舎大規模改修工事が1,207万8,000円、合わせて2,958万9,000円ですが、これは建設資材の高騰等によるものでございます。

続いて、1枚はぐっていただきまして、26ページの最下段、一番下になります。10款6項3目給食費でございます。財源変更となっておりますが、コロナ交付金を、子育て世帯への支援ということで、7月から3月までの9か月間の給食費を補助するというものでございまして、一般財源からコロナ交付金である国県支出金に財源を変更したのとなっております。

以上で細部説明を終了させていただきます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出ともに一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。
質疑ありませんか。千木良澄夫君。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） それでは、質問させていただきます。

4ページの債務負担行為の補正でございますが、本来は5億9,194万8,000円、変更後は6億9,005万1,000円ということで、9,800万円ほど増えています。この工事の部分、委託と工事費では1,900万円ほどの増加ですが、9,800万円に増えている、この内容についてちょっと説明をお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 千木良議員の質問にお答えいたします。

負担行為の増額なんですけれども、校舎の増築工事及び改築工事、これ当初より物価の高騰、材料が高騰するであろうという予想の下に、単価の見直しをする計画をしておりました。それから、それで、発注を前に単価見直しを行い、工事費を精査したものでございます。

負担行為ということで、今年度の発注分のほか、総額の工事費が増額いたしましたので、今年度発注分の金額とともに、負担行為についても増額をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 続けてなんですが、変更前の金額が5億9,194万8,000円ということで、当初予算では5億9,194万7,000円ということですが、この1,000円の差についてお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 1,000円の差ということで、ちょっと当初予算、当初予算を今手元に持ってきてございません。申し訳ございません。後ほど精査してお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 続きまして、25ページ、10款2項1目の12の委託料、庭木等手入れ委託料23万4,000円が計上されておりますが、これについて内容等をお話ししていただければと思います。

○議長（小菅秋雄君） これ、今の質問では、大丈夫。局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） お答えいたします。

小学校の南側の桜の木の伐採というか、枝打ちということになります。

この春に、枯木が落下するという事故が何件か起きました。この際、よく見て枝落としをしましょうということで計上いたしております。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（小菅秋雄君） ここで暫時休憩します。11時30分まで。

午前11時21分休憩

午前11時30分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） 一般会計補正予算の審議の中で、千木良議員より補正予算4ページ、債務負担行為補正の変更前の金額に1,000円の相違があることのご指摘を受けました。5億9,194万8,000円を5億9,194万7,000円に訂正をお願いしたところではありますが、数字の誤りを検証したところ、千木良議員、宮内議員、栗原議員の3名の議員に5億9,194万7,000円の誤った予算書を配付していたことが判明いたしました。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。栗原達也君。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 何点かお伺いします。

まず、歳出の12ページ。7目の13使用料及び賃借料の自動車借上料、ボロ市訪問ツアー大型バス借上料19万6,000円。対象者は、誰を対象としていますか。教えてください。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） お答えいたします。

このボロ市ツアーにつきましては、川場の子供たちにも川場の活動交流事業等を知っていただきたいということで、基本子供たちに参加していただきたいんですが、学校行事ではございませんので、一般の家族連れを対象に、その部分に対して募集等をかけたいと思います。そう考えております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 分かりました。

次に、最後の26ページの10款教育費6項に入ります。保健体育費の2目給食センター費、この件ですけれども、総務文教常任委員会で、田園理想郷時代にも書いてありますけれども、6月定例会の後に、大分給食セン

ターが古くなっていると、総務文教のほうで視察をして、早急に直していただきたいような話がありましたので、6月22日に給食センターを視察させていただきました。そのときに、もう既に照明、給食を作る照明のライトが切れていたり、あとは息をしてもちかちかしていたり、大分暗く、虫が入っても分からないような、そんな状況の給食センターの印象がありました。

そこで、その後7月に教育長、局長を交えてその話をしたところ、早急に見積りをとって改修をしていきたいというお話をさせていただいたと思うんですが、今回この補正には載ってきておりません。どういうお考えか、その辺をお聞きしたいと思います。教育長でいいですか。

○議長（小菅秋雄君） 事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 質問にお答えさせていただきます。

総務文教常任委員の皆さんに給食センターのほうで視察をいただきまして、照明について不備があるからすぐに直しなさいというご意見をいたしました。その後、見積りのほうも取っておるんですが、1件、リースによる照明の入替えという提案が、執行している会社がございました。そこにちょっとお話をして、ただいま見積りのほうをさせていただいているところです。そのほかにも見積りをしていただいております。9月の補正には間に合いませんでした。

また、今後改修工事ということになりますと、夏休みが一番有力視されるわけでございますので、見積りをされた業者に工期等をお聞きして、12月の補正に計上するのか、それとも当初予算に計上するのか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 衆原議員。

〔1番 衆原達也君発言〕

○1番（衆原達也君） 改修工事でなくて、修繕だっていいと思うんです。施設全体を直せとかそういう話でなくて、まずはその明かりを明るく、安全に食事が提供できるような施設をつくったほうがいいんじゃないかと、そういう話ですから、そこってウン十万円とかそんな話だと思うんですけれども、そのぐらいのことがなぜすぐできないか。毎日、子供たちは、口に入るものですから、虫が入るようなところで作ったっておいしくもなるともないと思いますけれども。

また、お金がないのであれば、ほかの話にもなってしまいますけれども、ほたかの里基金というものが条例にありますけれども、これはふるさと納税で、現在残高が2億1,000万円ぐらいあると思います。その使い道を、返礼品を何にするか、それを考えているのではなくて、使う目的を、そっちのほうを使って、どんどん使ったほうが、納税してくれた方も、より一層そのお金を使ってくれたということで、全国の川場村に納税をされた方、喜ぶと思うんですけれども、その辺の村長の考えというのはどんな考えでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 質問にお答え申し上げます。

給食センターの件については私のほうまで話が来ていませんでしたので、初めて今そういうことをお聞きしたところであ

りますが、質問のご指摘のとおり、緊急にやらなきゃならないもの、また低額で済むものであれば早急に対応していければと思っておりますが、そういう中で、ご指摘のふるさと納税に伴う今基金ということですが、今現在、役場庁舎を建設をし、これについては間もなく終了するということでありまして、間もなく、この秋に小中一貫校の建設をこれから発注するところですが、当然のとおり、ふるさと納税の返戻金は別でございまして、いただいたお金を今現在基金としているところですが、これもようやく二億数千万円になったということでありまして、やはり貴重な財源でございますので、何に使うことが、やはり川場村にふるさと納税をしていただいた方が一番喜ばれるということも検討しなければならないということですが、財政状況等を踏まえて、今後はそういったものを積んでおくだけでなく、使う方向で十分検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 栞原議員。

〔1番 栞原達也君発言〕

○1番（栞原達也君） ぜひ一日も早く、給食センターの明かり、明かりだけでも結構ですから、直していただきたいと思えます。ちょっと納得が、今回の補正はいきません。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。津久井俊雄君。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 7番津久井でございます。

補正予算について質問させていただきます。座ったままで失礼します。

8ページの新型コロナウイルスの関係なんですけれども、単純な質問ですが、従来集団接種をしております、先日の全協でも51%というような数字を聞きました。今回、個別接種というふうに変わるという話でございますけれども、私は個別になると、また受診率いんですか、この接種率が下がるとして、感じたんですけれども、その個別に移った理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 巧君発言〕

○健康福祉課長（小林 巧君） 津久井議員の質問にお答えいたします。

昨日、医師会等の会議がございまして、秋接種についての協議が行われました。また、県のほうから担当の方が見えられて、私ども説明を受けました。

国のほうから個別接種でやりなさいという指示が出ておりますので、その指示どおり医師会でもやるということになりましたので、接種率は、非常に川場村、集団でやって、非常にいい接種率になったんでございますけれども、前回もそうなんです、個別でやるという通知が出ましたので、医師会のほうの指示に従うということで、今回、個別接種で行わせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 津久井俊雄君。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 理解できました。

次に質問させていただきます。

12ページの新拠点構想推進費、12ページの、目で言うと11でございます。

工事請負費の9,870万6,000円の補正でございますけれども、私も不勉強でございます、実は議案49号も新拠点の第2工区の造成工事等の5,665万円と、それから議案50号の、変更後の金額は25億6,295万6,000円、この差が1億7,595万6,000円というふうに差ができましたので、これを足してみたんですが、そうすると2億も上になってしまって、9,870万6,000円の補正とは少しかけ離れているかというふうに思いましたので、この9,870万6,000円の内訳を教えてください。お願いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） お答えいたします。

今回、議案として、工事請負契約の変更をお願いしました。

変更額につきましては、契約上1億7,595万6,000円、変更額として計上しております。今回補正では9,870万6,000円予算計上させていただいておりますが、6月補正の時点で既に8,000万円計上させていただいております。それに合わせて不足額に達するということなんです、その額と多少、275万円ほど差額が出ております。これは、今回の補正予算、要望時点でまだその後の減額調整をしております、9月補正の要望時点での額で計上させていただいておりますので、少し、275万円ほど差額が出ております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 津久井俊雄君。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 理解できました。ありがとうございました。

もう一点、お願いしたいと思います。

25ページの教育費、教育総務費の工事請負費、小学校の大規模改修工事の概要についてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 質問にお答えいたします。

小学校の校舎の大規模改修工事ということで、こちらの工事につきましては、現小学校の校舎を小中一貫校に合わせて改修をする工事となっております。

具体的には、新築校舎ができますので、そこを渡り廊下でつないでいます。そちらに伴う教室の配置の見直しや、それからもう既に年数もたっておりますので、傷んでいるところもございます。そちらの改修を兼ねた改修工事となります。

一番大きな改修になるのは、教室等の見直しがありますので、普通教室や特別教室が配置替えとなりますので、こちらの対応の工事となります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 津久井俊雄君。

〔7番 津久井俊雄君発言〕

○7番（津久井俊雄君） 理解できました。できれば補正でなく当初予算で対応していくように、改修工事でございますので、あらかじめ額が想定できる大きな工事だと思っておりますので、そういった配慮をお願いできればと思います。

以上で質問を終わります。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号 令和5年度川場村一般会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第54号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第20、議案第54号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第54号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,461万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,939万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、都道府県支出金770万6,000円、繰入金32万円、繰越金1,226万2,000円、諸収入431万4,000円をそれぞれ追加補正するものであります。

次に、主な歳出であります。総務費の総務管理費 3 2 万円、保険給付費の療養諸費等 2, 0 0 1 万円を追加し、国民健康保険事業納付金の額が確定したことによる 1 3 3 万円、国民健康保険被保険者に対し疾病予防事業等を行う経費として、保健事業費に 2 9 5 万 2, 0 0 0 円を追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る 8 月 2 4 日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 5 4 号 令和 5 年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 5 5 号 令和 5 年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 2 1、議案第 5 5 号 令和 5 年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第 5 5 号 令和 5 年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 0 3 6 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億 3 8 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金 7 9 4 万 5, 0 0 0 円、繰越金 2, 2 4 2 万 4, 0 0 0 円を追加補正するものであります。

次に、主な歳出であります。地域支援事業費の介護予防事業費に 2 5 万円、諸支出金、国庫等への償還

金として2, 811万9, 000円、予備費として200万円をそれぞれ追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月24日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第55号 令和5年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第56号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第22、議案第56号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第56号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506万5, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億169万9, 000円とするものであります。歳入であります、後期高齢者医療負担金343万5, 000円の返還により、一般会計繰入金の医療給付費を同額で減額し、繰越金506万5, 000円を追加補正するものであります。

次に、歳出であります、予備費として506万5, 000円を追加補正するものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第56号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第57号 令和5年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第23、議案第57号 令和5年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第57号 令和5年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,014万4,000円とするものであります。

歳入の主な要因ですが、水道事業基金繰入金を182万5,000円追加、また令和4年度決算による繰越金が確定したことに伴い、当初予算との差額383万2,000円を増額補正するものであります。

歳出の主な要因ですが、令和5年度分の公営企業法適用支援業務委託料が23万9,000円を増額、また金山平浄水場の浮力キュレーター交換修繕工事及び濁度計等交換に伴う一般管理費を、440万4,000円を追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月24日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第57号 令和5年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第58号 令和5年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第24、議案第58号 令和5年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第58号 令和5年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ762万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,120万9,000円とするものであります。

歳入の主な要因は、一般会計繰入金を60万5,000円追加、また令和4年度決算による繰越金が確定したことに伴い、当初予算との差額701万6,000円を追加補正するものであります。

歳出の主な要因は、令和5年度分の公営企業法適用支援業務委託料を21万3,000円増額、浄化センター汚泥ポンプの修繕工事を中心に、処理場管渠管理費を720万5,000円追加するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月24日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第58号 令和5年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時から始めます。よろしくお願いいたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第25 認定第1号 令和4年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第26 認定第2号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第27 認定第3号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第28 認定第4号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第29 認定第5号 令和4年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第30 認定第6号 令和4年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（角田文雄君） 日程第25、認定第1号 令和4年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第30、認定第6号 令和4年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております認定第1号 令和4年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号 令和4年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでありま

す。

それでは、各会計の決算の概要について説明を申し上げます。

最初に、令和4年度一般会計歳入歳出決算の状況について申し上げます。

決算額は、歳入総額が前年度比25.4%増の51億8,623万257円、歳出総額は前年度比23.9%増の46億927万6,527円となりました。歳入歳出差引額は5億7,695万3,730円となり、ここから繰越明許費により翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支額は4億6,907万5,730円となった次第であります。

歳入の概要でございますが、歳入のうち最も重要な財源である村税は、歳入総額の7.5%を占め、前年度に比べ1,800万円の増額となりました。また、歳入の28.9%を占める地方交付税は前年度に比べ142万円の減額となりましたが、国庫支出金につきましては、事業費補助の増加等により、前年度に比べ1億3,099万円の増額となりました。村の借入金であります村債は、臨時財政対策債をはじめ、総務債、環境衛生債の借入れを行い、前年度に比べ5億1,332万円の増額となりました。

次に、歳出の内容であります。歳出の予算現額53億9,432万1,000円に対する執行割合は85.4%となりました。目的別に構成比の他会計から見てみますと、総務費26億2,874万1,000円で、構成比は57%。民生費5億2,472万6,000円で、構成比は11.4%。公債費2億9,989万4,000円で、構成比6.5%となっております。これらの支出を性質別に見ますと、投資的経費が、役場新庁舎建設事業をはじめ、国の地方創生拠点整備交付金を活用したむらの学習館や交流ホール等の建設事業並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用した木質チップを燃料とするバイオマスボイラーや太陽光パネルの設置事業など、多くの事業を実施したことにより、前年度比82.3%増の24億4,931万2,000円となりました。

一方、義務的経費につきましては、公債費が増加した結果、全体では前年度比0.9%増の10億6,320万7,000円でありました。このような中、財政の弾力性を示す経常収支比率は81.5%で、前年度に比べて7.1ポイント増加となりました。

経常収支比率は、全国的に増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいる中、本村では平均より低い比率に抑えることができました。この数値は、決算内容により毎年変動する要素を持っており、今後も経常収支比率を少しでも低下させるよう、健全財政の確保に努力していきたくと考えております。

以上、一般会計決算に対する総括的な説明を申し上げますが、執行面における内容や効果、実績等につきましては、お配りしております説明書を御覧いただきたいと思っております。

なお、細部につきましては会計管理者に説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてですが、被保険者の健康と生活を守るため、特定健康診査及び特定保健指導の実施、生活習慣病予備軍に対する保健指導プログラムの実施など、保健保持増進に取り組んでまいりました。また、群馬県や関係機関と連携を図り、安定的な運営となるよう、適正な事業運営に努めたところであります。

決算の状況であります。歳入が前年度に比べ3.1%増の4億6,187万8,157円で、歳出が4.2%増の4億3,461万4,896円となり、歳入歳出差引額は2,726万3,261円となりました。このうち1,500万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和4年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてですが、被保険者の健康寿命の延伸と、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題を見据え、介護予防事業など効果的かつ効率的に実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域で互いに支え合いながら安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制づくりに努めてまいりました。

決算の状況であります。歳入が前年度に比べ1.6%減の4億9,336万8,375円、歳出が5.4%減の4億4,834万2,576円となり、歳入歳出差引額は4,502万5,790円となりました。このうち2,260万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な事業運営に努めてまいりました。決算の状況であります。歳入が前年度比3.4%増の9,625万6,973円で、歳出が前年度比2.3%増の9,119万6,599円となり、歳入歳出差引額は506万6,314円となりました。全額、翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和4年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算についてですが、給水戸数1,067戸、給水人口3,008人に対し、安心安全で安定した水の供給をいたしました。また、簡易水道事業として設置されている施設の維持管理を万全に期すとともに、浄水場ろ過器配泥弁交換工事及び川東配水池残塩計の交換工事を行いました。

決算の状況であります。歳入が前年度比29.4%減の4,991万1,880円、歳出が前年度比30.9%減の4,507万8,955円となり、歳入歳出差引額は483万2,934円で、全額翌年度への繰越金といたしました。

最後に、令和4年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算についてですが、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、下水処理場の維持管理に努めるため、浄化センターにおいては、汚泥ポンプ等の修繕工場を7か所、各マンホールポンプ場において、通報装置のLTE化への更新工事を5か所、舗装補修工事を1か所行いました。

下水道の普及率は84.2%でありました。

決算の状況であります。歳入が前年度比10.7%減の1億8,929万9,402円、歳出が10.4%減の1億8,128万2,439円となり、歳入歳出差引額は801万6,963円で、全額翌年度への繰越金といたしました。

以上、一般会計及び特別会計の決算につきましての提案説明をいたしましたが、各決算については、去る8月22日及び23日の2日間で実施されました決算審査に付し、監査委員の意見をいただいておりますこと、また後期高齢者医療特別会計を除く各特別会計につきましては、去る8月24日に開催された各運営協議会に諮問し、了

承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） ここで、会計管理者の細部説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 春原久代君発言〕

○会計管理者（春原久代君） それでは、令和4年度川場村一般会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

決算書の7ページをお開きください。

最初に、歳入について主なものをご説明いたします。

見出しは、左から款、項、目、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっています。

最初に、1款の村税ですが、調定額は3億9,145万6,239円、このうち収入済額は3億9,098万6,380円で、前年度より約1,800万円の増額、率にして4.8%の増加でした。収納率につきましては、前年度より0.1ポイント減少の99.9%となりました。なお、不納欠損額の合計は30万9,000円で、内訳につきましては、1項の村民税が5万円の1件分、2項の固定資産税が24万6,100円の2件分、また3項の軽自動車税が1万2,900円の1件分となっています。

なお、増額となった主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少している中小事業者に対する固定資産税の軽減措置が、令和4年度については適用されなかったことにより、2項1目の固定資産税が増加したことが要因と考えられます。

続いて、8ページをお開きください。

2款地方譲与税の収入済額は5,343万4,000円で、前年度より約270万円の増額、率にして5.3%の増加でした。

続いて下の9ページ、7款の地方消費税交付金の収入済額は8,851万7,000円で、前年度より約180万円の増額、率にして2.2%の増加でした。

続いて、10ページをお開きください。

20款の地方交付税ですが、収入済額は15億28万6,000円で、前年度より約140万円の減額。率にして0.1%の減少でした。

次に、下の11ページ、13款の使用料及び手数料ですが、収入済額は6,440万2,057円で、前年度より約250万円の増額、率にして4%の増加です。

1項使用料の主な収入は、1目の総務使用料として、田園プラザ各施設の使用料をはじめ、2目の観光使用料として、体育館やテニスコートなどの使用料、また5目の教育使用料として、スポーツクラブやスポーツ広場、歴史民俗資料館などの使用料になります。

なお、4目土木使用料の収入未済額は17万9,100円で、内訳につきましては、1節の道路使用料として、道路占用料が15万2,900円の5名分、また3節の公共物使用料として2万6,200円の1名分になります。

また、5目教育使用料の収入未済額9万5,500円につきましては、スポーツ広場の使用料1件分になります。

続いて、2項手数料の主な収入は、次の12ページになりますが、2目の民生手数料として学童保育料、また3目の衛生手数料として粗大ごみや一般廃棄の処理手数料になります。

なお、5目商工手数料のうち、1節の案内板設置手数料の収入未済額発生件数については、1件分となります。

次に、14款国庫支出金ですが、収入済額は7億2,748万9,476円で、前年度より約1億3,090万円の増額、率にして22.3%の増加でした。

1項国庫負担金の収入済額は1億3,466万4,925円で、前年度より約5,720万円の減額です。主な要因は、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金の減少によるものでございます。

続いて、下の13ページ、2項国庫補助金の収入済額は5億8,104万7,400円で、前年度より約1億8,810万円の増額でした。増額となった主な要因は、1目の総務費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加や、むらの学習館及び交流ホール等の建設事業に係る地方創生拠点整備交付金、また木質バイオマスボイラーや太陽光パネル設置事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金などが交付されたことによる増加になります。

次に、15ページをお開きください。

15款の県支出金ですが、収入済額は1億7,513万236円で、前年度より約6,680万円の減額、率にして27.6%の減少でした。減額となった主な要因は、次の17ページになりますが、4目農林水産業費県補助金において、上宿原地区土地改良事業に係る農地耕作条件改善事業補助金や林業成長産業化地域創出モデル事業補助金等の減少によるものになります。

その他、主な収入は、川場森のこども園に係る保育給付費負担金や福祉医療費補助金、また多面的機能支払交付金などによります。

次に、19ページをお開きください。

17款の寄附金ですが、収入済額は1億2,342万1,483円で、前年度より約1,760万円の増額、率にして16.6%の増加となりました。

なお、令和4年度に川場田園プラザ内にふるさと納税の自動販売機を設置したことや、ふるさと納税サイトを追加したことなどにより、ふるさと寄附金のみで前年度と比較しますと、件数では前年度より約1,300件の増、また金額につきましても約2,000万円の増額でございました。

また、通常の寄附金に加え、令和4年度については、役場新庁舎、むらの学習館及び交流ホール等の建設事業に対する寄附金も募り、件数は16件で、金額は108万円となりました。

続いて、18款の繰入金ですが、収入済額は5億401万4,000円で、内容は、1目の財政調整基金繰入金をはじめ、4目のほたかの里基金繰入金、8目の森林環境譲与税基金繰入金、10目の役場庁舎整備基金繰入金になります。

次に、20ページをお開きください。

19款繰越金の収入済額は2億8,133万8,418円で、前年度からの繰越金になります。

次に、20款諸収入ですが、収入済額は4,277万5,603円で、主な収入は、4項雑入のうち、下の21ページになりますが、5目の学校給食費や6目の雑入、1節の雑入としててんぐ山公園管理負担金や光ファイバー芯線使用料などになります。

次に、21款村債の収入済額は12億2,066万4,000円で、前年度より5億1,332万円の増額、率にして72.6%の増加です。

内容は、1項1目の臨時財政対策、2目の総務債、8目の環境衛生債になります。

次に、22ページをお開きください。

一番下になりますが、令和4年度の歳入合計は予算現額53億9,432万1,000円、収入済額51億8,623万257円、不納欠損額30万9,000円、収入未済額44万3,459円となりました。なお、予算額に対する執行率は96.1%です。

続いて、歳出について、主なものをご説明いたします。

23ページをお開きください。

見出しは、左から款、項、目、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、備考となっています。

最初に、1款議会費の支出済額は4,554万8,891円で、前年度より約167万円の増額、率にして3.8%の増加です。主な支出は、人件費や議員活動経費になります。

次に、2款総務費の支出済額は26億2,874万581円で、前年度より約12億9,560万円の増額、率にして97.2%の増加です。また、繰越明許費の5億9,477万8,000円につきましては、役場新庁舎建設事業を令和5年度へ繰り越したのになります。

1項1目一般管理費における主な支出は、人件費や一般行政事務に要した経費になります。

次に、24ページをお開きください。

3目財産管理費における主な支出は、役場庁舎等の維持管理費や基金積立金などになります。

次に、下の25ページの4目企画費における主な支出は、ふるさと納税返礼品経費や代替バス運行補助金などになります。

次に、27ページをお開きください。

11目地域拠点構想推進費の支出済額は18億6,276万4,496円で、前年度より約11億7,080万円の増額です。主な支出は、役場新庁舎建設事業をはじめ、むらの学習館や交流ホール、また防災備蓄倉庫等の建設事業や木質バイオマスボイラー及び太陽光パネル設置事業等に要した経費になります。

次の12目生活支援対策事業費の主な支出内容は、特別定額給付金事業や災害時給電可能車両7台分の購入費等になります。

次に、31ページをお開きください。

3款民生費の支出済額は5億2,472万8,429円で、前年度より約5,410万円の減額、率

にして9.4%の減少です。

1項社会福祉費における主な支出は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、また後期高齢者医療特別会計への繰出金をはじめ、福祉医療費や障害福祉サービス給付費などになります。

次に、33ページをお開きください。

2項児童福祉費における主な支出は、児童手当や学童保育、また川場森のこども園への負担金などになります。

次に、34ページをお開きください。

4款衛生費ですが、支出済額は1億3,578万5,816円で、前年度より約2,170万円の減額、率にして13.8%の減少です。

1項保健衛生費における主な支出は、各種予防事業や母子保健事業をはじめ健康増進事業、また新型コロナウイルスワクチン接種事業等に要した経費になります。

次に、38ページをお開きください。

2項清掃費の主な支出は、家庭ごみの収集や分別処理事業、また沼田市外二箇村清掃施設組合への負担金などになります。

次に、6款農林水産業費の支出済額は1億7,212万1,123円で、前年度より約8,470万円の減額、率にして33%の減少です。

なお、繰越明許費の880万円については、林道太郎線改良事業を令和5年度へ繰り越したのになります。

1項農業費における主な支出は、次の40ページになりますが、8目の土地改良総合整備事業費において、県補助金を活用した上宿原地区土地改良事業や、多面的機能支払交付金等に要した経費になります。

次に、下の41ページ、2項林業費の主な支出は、2目の林業振興費において、企業版ふるさと納税寄附金を原資としたウッドビレッジ川場への補助金や、県補助金を活用した竹林整備事業、また持続的林業確立対策事業等に要した経費になります。

次に、42ページをお開きください。

7款商工費ですが、支出済額は1億7,733万9,528円で、前年度より約3,060万円の増額、率にして20.9%の増加です。増加となった主な要因は、1項1目の商工総務費において、国庫補助金を活用した川場村共通商品券発行事業を実施したことによる増加になります。また、下の43ページの2目観光費の主な支出は、観光施設等の指定管理委託料をはじめ、観光協会への業務委託料、また国庫補助金を活用した川場村特産品開発委託や、川場村の魅力発信をテーマとしたテレビ番組の制作及び放送等の委託などに要した経費になります。

次に、8款土木費ですが、支出済額は2億3,086万8,765円で、前年度より約3億8,610万円の減額、率にして62.6%の減少です。減額となった主な要因は、次の44ページになりますが、2目の道路新設改良費において村道谷地生品線道路改良事業や、3目の橋梁費において谷地橋の補修事業が、ともに令和3年度で完了したことによる減少になります。その他、主な支出は、村道除雪委託料や橋梁点検業務委託料などになります。

次に、下の45ページの4項公共下水道費については、下水道事業特別会計への繰出金になります。

次に、9款消費費の支出済額は1億1,312万3,679円で、前年度より約210万円の減額、率にして1.8%の減少です。主な支出は、消防団に対する報酬や消防自動車等の整備、また利根沼田広域消防負担金等になります。

次に、46ページをお開きください。

10款教育費の支出済額は2億8,107万362円で、前年度より約4,460万円の増額、率にして18.9%の増加です。増加となった主な要因は、1項2目の事務局費において、小中一貫校校舎建設工事に伴う設計委託を実施したことによるものになります。その他主な支出は、下の47ページ、3目の国際交流事業費において、中学3年生を対象としたイングリッシュキャンプ事業や、中学2年生を対象としたイングリッシュセミナー事業、また外国語指導委託料などの経費になります。

次に、2項小学校費、また次の48ページになりますが、3項の中学校費につきましては、ともに校舎等の施設管理委託料や児童生徒の教育に要した経費などになります。

続いて、50ページをお開きください。

5項社会教育費における主な支出は、文化会館の維持管理費や資料館運営などに要した経費になります。

続いて、52ページをお開きください。

6款保健体育費の主な支出は、スポーツ施設管理運営委託料や、スポーツ広場の芝刈り機の購入経費、また給食調理業務委託料や給食料、材料購入などに要した経費になります。

次に、54ページをお開きください。

12款公債費の支出済額は2億9,989万3,602円で、前年度より約6,680万円の増額、率にして28.7%の増加となりました。

最後に、下の55ページになりますが、令和4年度の歳出合計は予算現額53億9,432万1,000円、支出済額46億927万6,527円、繰越明許費6億357万8,000円、不用額1億8,146万6,473円です。なお、予算額に対する執行率は85.4%です。

以上で、令和4年度川場村一般会計歳入歳出決算の細部説明を終わります。

○議長（角田文雄君） これをもって提案理由及び細部説明を終わります。

ここで、川場村代表監査委員より決算審査の意見書が提出されていますので、決算審査報告をお願いします。

〔代表監査委員 角田 清君発言〕

○代表監査委員（角田 清君） 監査委員の角田でございます。

監査委員を代表いたしまして、令和4年度決算審査結果等のご報告をさせていただきます。

さきに村長から地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項に基づき審査に付されました令和4年度川場村一般会計及び特別会計5件の歳入歳出決算審査及び同附属書類並びに基金の運用状況審査につきまして、去る8月22日及び23日の2日間、役場第5会議室において、本議会に出席されておる角田文雄監査委員とともに厳正、慎重に審査し、先般その結果を監査案件として村長に提出いたしました。

審査結果の詳細につきましては、令和4年度川場村一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書に記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、審査結果の概要を申し上げます。

まず、令和4年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額5億8,623万2,577円、歳出総額4億9,277万6,527円、歳入歳出差引き額5億7,695万3,730円であり、翌年度への繰越財源を除いた実質収支は4億6,907万5,730円の黒字でありました。また、この実質収支から前年度の実質収支を除いた単年度収支についても1億9,882万3,122円の黒字となっております。

また、財政調整基金への積立てた実質単年度収支については、1億3,255万8,697円の赤字でありました。

令和4年度の主な事業は、役場庁舎建設事業、地方創生推進交付金事業、小規模農村整備事業、上宿原地区土地改良事業など、それぞれの事業において創意工夫がなされ、財政的にも厳しい状態の中で、積極的に事業が進められたことが認められます。

歳入につきましては、村税が歳入全体の7.5%と低く、主たる財源は地方交付税28.9%、特定財源の国県支出金の13.1%などに依存している状況であります。地方交付税、国県支出金の安定確保を図るとともに、年度間の調整機能を有する地方債の有効的な活用を図り、適正な財政運営をしていかなければならないと感じております。

歳出につきましては、人件費、扶助費及び公債費などの義務的経費が10億6,320万7,000円で、歳出全体の約23.1%を占めており、前年に比べ0.9ポイントの増加となっております。義務的経費は、経常的に歳出が義務づけられ、あるいは任意に削減することができない経費であり、この割合が高くなると財政構造の硬直化を招くおそれがあります。

一方、普通建設事業費が主体の投資的経費は20億4,931万2,000円で歳出全体の44.4%であり、前年度より82.3ポイントの増加を見ております。この要因は、新拠点整備事業によるものです。次に、財政力指数は0.24で前年度と変わりなく、実質公債費比率は9.9%と前年度より1.5%増加しております。この実質的公債費比が高くなるほど財政硬直化の一因となりますので、財政面で慎重な配慮をしなければなりません。

川場村においては、国の地方創生の方針に歩調を合わせ、住みよい村づくり、雇用創出、子育て支援等の具体的な施策に戦略的に取り組んでいることは高く評価するところであります。今後も人口減少、超高齢化社会に伴い財政への長期的な影響が懸念される中、財政的には厳しい状況が続くものと予想されますが、引き続きより一層の努力をお願いしたいと思います。

財政運営の状況ですが、川場村が可能な限りにおいて健全な財政のために十分な努力をしているか、次の3項目に着眼し、財政運営の適否を判断しました。

まず、歳入歳出の均衡がとれた計画的な財政運営であるか。次に、財政構造は健全に維持されているか。そして最後に、住民に対して十分な配慮と努力が積極的になされたかを審査した結果、適正に事務処理がされており、

計数等の誤りも認められず、令和4年度の一般会計決算は適正妥当であると認めます。

これから川場村においては、継続となる教育の質の充実を図るための小中一貫校の整備等、大きな事業が控えております。地方自治法及び地方財政の趣旨にのっとり、不要な歳出は極力控えることにより財政の健全化と適正化を図るよう要望いたします。

次に、各特別会計の決算であります。各会計とも適正に経理が処理されており、格別非違の点は認められませんでした。村民の保健福祉と生活環境整備等の向上に向けての努力が感じられました。これからもそれぞれの事業について、最小限の経費で最大限の効果が得られるよう、より一層の努力をお願いいたします。なお、特別会計においても経理状況や関係書類も整理されており、適正であると認められます。

次に、基金の運用状況の審査ですが、積立金である財政調整基金、減債基金、その他の基金の令和4年度末の基金残高は1億3,687万5,300円になります。これらは条例に基づき適正に運用されているか、運用益の取扱方法はどうか、運用状況を示す書類にて確認したところ、これらは適正に処理されていると認められます。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、村長から審査に付託されました令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率につきまして審査いたしましたところ、いずれも適正であると認められました。この結果を審査意見として村長に提出いたしましたことを併せてご報告いたします。

川場村民が健康で安心して暮らせ、そして活力ある村、幸せを実感できる村づくりのため、行政と議会の皆様方のさらなるご尽力をお願い申し上げ、簡単ではありますが、決算審査報告といたします。

以上であります。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、令和4年度決算審査報告を終わります。

代表監査委員には、大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

日程第25、認定第1号 令和4年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第30、認定第6号 令和4年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和4年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から認定第6号 令和4年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続き、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

決算審査特別委員会を委員会条例第9条第1項の規定により、本日の本会議終了後、第2会議室において開催いたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、本日は提案理由の説明のみでありますのでご了承願います。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、9月15日は、議事の都合により午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時49分散会